

# 「第三期志木市空き家等対策計画」について

## 1 意見公募期間

令和7年12月3日(水)から令和8年1月5日(月)まで

## 2 計画の公開場所

市ホームページ、環境推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

## 3 意見募集状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
2人	0人	4件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

公募意見概要		公募意見に対する市の考え方	区 分
1 II 空き家の現状と課題	<p><b>【3.志木市の現状と課題】</b></p> <p>P11では令和5年度の空き家率は5.2%である記載がございます。令和6年度の空き家率は何パーセントでしょうか。できれば、P13のように地区ごとのデータを知りたく存じております。</p> <p>また、プライバシーの問題で難しいとは思われますが、空き家を一覧化した地図・または空き家の最寄りのバス停・駅が徒歩圏内にどれくらい存在するかの一覧はござりますでしょうか。</p>	<p>令和5年度の空き家率は、国が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査の結果に基づくものであり、次回の調査は令和10年度に実施される予定です。このため、次回の空き家率の公表も令和10年度を予定しております。</p> <p>また、空き家等の所在地の詳細は、個人情報保護及び防犯上の観点から掲載を控えておりますが、地区別の空き家戸数につきましては、P13ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p>	○
2 IV 施策の展開	<p><b>【5.予防施策】</b></p> <p>「空き家等の発生抑制」に賛同します。空き家バンク登録の少ない背景には、高齢者自身が”自宅が将来空き家になる可能性”に気づいていない問題があります。そこで、市が60歳到達時に「住まい・将来チェックシート(仮称)」を全住民に送付する制度を提案します。自宅の将来、相続、老朽化、住み替えの意向を確認することで、早期相談につながり、空き家抑制の第一歩になります。</p> <p>また、チェックシートを入口にすることで、「気づき→相談→支援」という流れが自然に生まれ、登録促進につながります。</p>	<p>本市といたしましても、空き家等は時間が経つほど周りへの影響や修繕費用等が増加し、改善への難易度が高くなることから、その前段階で対処することが重要であると考えております。</p> <p>その中で、上水道が1年以上閉栓している物件を対象とした、空き家等の実態調査及び調査物件所有者への空き家冊子の配布や、「おくやみ窓口」での意識啓発を行っているところです。</p> <p>さらに、長寿応援課において、希望者全員に対して配布している「エンディングノート」について、空き家に関するページを設けるといった啓発も行っていることから、市民に対する啓発が重要というご意見を踏まえ、「エンディングノート」について、本計画に追記してまいります。</p> <p>その他、ご提案いただきました内容につきましても、今後、様々な施策を展開するうえで、参考とさせていただきます。</p>	◎

	<p><b>【5.予防施策】</b></p> <p>住宅に関する不安や疑問に一つの窓口で対応できる体制が必要です。空き家バンク、相続、名義変更、住宅改修、リバースモーゲージ、親と子の話し合い支援、地域包括支援センターとの連携をワンストップで案内できる「住まい・将来相談窓口(仮称)」を提案します。空き家は発生後の対応では遅く、予防段階での相談が最も効果的です。</p>	<p>本市といたしましても、空き家等は時間が経つほど周りへの影響や修繕費用等が増加し、改善への難易度が高くなることから、その前段階で対処することが重要であると考えております。</p> <p>その中で、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会県南支部と協定を締結し、空き家等バンク制度の実施や不動産無料相談会の実施など市民等からの専門的な相談に対応しております。</p> <p>また、一般社団法人日本空家対策協議会とも覚書を締結し、相続・調査・予防・活用・管理等空き家に特化した相談対応をしており、空き家等の所有者等に対し各分野の専門家による相談、助言をワンストップで行っております。</p> <p>なお、リバースモーゲージにつきましては、市内各金融機関で実施していることから、今後は本市といたしましても周知・案内等をしてまいります。</p> <p>その他、ご提案いただきました内容についても、今後、様々な施策を展開するうえで、参考とさせていただきます。</p>	○
4	<p><b>【5.予防施策】</b></p> <p>高齢者が自宅の将来を考える機会が少ないため、広報誌、HP、地域講座、事例紹介などを通じて”自分ごと化”を促す必要があります。</p>	<p>空き家等対策の周知・啓発につきましては、志木市空き家等対策計画に基づき、市ホームページでの情報提供、月1回の無料相談会、空き家実態調査の対象となる物件の所有者への空き家冊子の配布等を行っています。今後につきましても、物件所有者に自宅の将来を考えてもらえるよう、分かりやすい周知を継続してまいります。</p>	○